

# パートタイム労働法が変わります

4月1日から、パートタイム労働法(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律)、施行規則、パートタイム労働指針が変わります。

※パートタイム労働者／1週間の所定労働時間が、同じ事業所などで働く通常労働者(正社員)の方の1週間の所定労働時間より短い方です。パートタイマー、嘱託、臨時社員、準社員など呼び方が異なっても、通常労働者の方より勤務時間が短ければ、パートタイム労働法の対象となります。

## 1 パートタイム労働者の方の公正な待遇の確保

- 正社員との差別的取り扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が、有期労働契約を締結しているパートタイム労働者まで拡大されました。
- パートタイム労働者と正社員の待遇を変える場合は、職務の内容や人材活用の仕組み、その他の事情を考慮することが必要で、不合理になってはいけません。
- 職務の内容に関連して一律の額が支払われている通勤手当は、正社員との均衡を考慮しながら、パートタイム労働者の職務内容、成果、意欲、能力、経験などを勘案して決定しなければなりません。

## 2 パートタイム労働者の納得性を高めるための措置

- パートタイム労働者を雇い入れたときは、雇用管理の改善措置の内容について、事業主が説明しなければなりません。
- パートタイム労働者が説明を求めたことを理由に、不利益な取り扱いをしてはいけません。
- 事業主は、パートタイム労働者からの相談に応じ、適切に対応する体制を整えなければなりません。
- パートタイム労働者を雇い入れたときに事業主が文書などで明示しなければならない事項に「相談窓口」が追加されます。
- パートタイム労働者が親族の葬儀などのために勤務しなかったことを理由に、解雇などを行うことはできません。

## 3 パートタイム労働法の実行性を高めるための規定の新設

- 雇用管理の改善措置の規定に違反している事業主が、厚生労働大臣の勧告に従わない場合は、厚生労働大臣は事業主名を公表することができます。
- 事業主がパートタイム労働法の規定に基づく報告をしない、または虚偽の報告をした場合、20万円以下の過料に処せられます。

# 次世代育成支援対策推進法が変わります

次世代育成支援対策推進法(次世代法)が変わります。

※次世代法／次代の社会を担う子どもたちの健全育成を支援するため、2005年に施行された法律です。法律に基づき、企業や国、地方公共団体は次世代育成支援のための一般事業主行動計画(行動計画)を策定することになっています。

## 1 法律の有効期限の延長

- 法律の有効期限が2025年3月31日まで10年間延長されました。
- 労働者の仕事と子育ての両立のため、企業などにおいては引き続き行動計画を策定し、都道府県労働局に届け出を行う必要があります。(従業員数101人以上の企業は義務、100人以下の企業は努力義務)

## 2 新たな指針に沿った計画の策定

- 非正規雇用の労働者も次世代法の対象となっていることを認識して取り組まなければなりません。
- 男性の子育てに関する制度の利用促進、働き方・休み方の見直しに関する取り組みも必要です。
- 計画の実施状況の点検には、PDCA(計画・実行・評価・見直し)サイクルの確立が必要です。
- 育児休暇に関する規定を整備し、労働者の休業中の待遇や休業後の労働条件について周知しなければなりません。

## 3 認定制度の変更

- 現行の認定制度で、男性の育児休業に係る中小企業特例の拡大や、女性の育児休業に係る基準の変更を行いました。
- 認定企業が受けられる税制優遇措置が3年間延長され、内容も見直されます。

問い合わせ先／北海道労働局雇用均等室 ☎ 011-709-2715



図書館だより

中央2丁目4番1号  
☎ (よいほんいろいろ) 482-1616

## ★利用者カードを作리ませんか?

図書館利用者カードをご希望の方は、図書館窓口で利用者登録の手続きをお願いいたします。登録には免許証や保険証など氏名、住所の確認できるものが必要で、カードはその場で発行いたしますので、申し込んだその日から利用できます。図書館バスでお申し込みの方は、カードのお渡しは後日となりますが、その場で仮受け付けしますので、圖書の貸し出しは可能です。利用者カード発行と同時に、インターネット予約サービスの申し込みも受付けていますので、ぜひご利用ください。

▼今月の休館日／6月(月)13日(月)20日(月)27日(月)29日(水)昭和の日(日)

## 新刊案内

おすすめの新刊

はるのおとがきこえるよ

ジョン・シェリー／絵

冬は終わりのある夜に、不思議な音が聞こえます。「もうすぐくるよお。いっしょにいこう」と誘いに来たクマさんと不思議な音がする方へ…。コツンコトンコツコッ、パリンパクンパン！不思議な音が聞こえたら、春の訪れはもうすぐです。

「朽ちないサクラ」	柚月 裕子／著	「私が愛したサムライの娘」	上村 亮平／著	「人口急増と自治体消滅」	久保田沙耶／著
「みずうみのほうへ」	鳴神 響一／著	「アレルギーっ子の「ごはんとおやつ」	時事通信社／編	「訪日外国人観光ビジネス入門講座」	伊藤浩明／監修
「漂流郵便局」	若山 曜子／著	「ジャージャーサラダ・ピンに詰める新感覚サラダ」	村山 慶輔／著	「日本の大和言葉を美しく話す」	高橋こうじ／文
「なりたて中学生初級編」	ひこ・田中／著	「たぐさんの新刊が皆さんをお待ちしています！」			

## アイヌの自然 視 フクジュソウ

チライ アパッポ (魚の「イトウ」/花)

この花が開くころにイトウが川をのぼってくるといつて、アイヌの人たちは漁の準備を始める目安にしたそうです。また、最高の宝物のことを「フクジュソウの花の滴の中から掘り出したような神の宝」と表現したとか。長い冬の終わりを告げる鮮やかな黄金色は、さぞかし安らぎを与えてくれたことでしょう。

自然界では、イトウとともに減少が懸念されています。本当の「宝物」にならないことを祈るばかりです。

【参考文献】アイヌ歳時記／萱野茂著

## EMC通信

～川湯の森から～

EMCには、ここ30年分の摩周湖と屈斜路湖の結氷状況記録が保管されています。それによると、摩周湖の結氷は約50%の割合です。今回は氷のかけらすら見えずに春を迎えますが、程度の差こそあれ、不凍はそれほど珍しいことではありません。

一方の屈斜路湖。皆さんからの「今年はいつ?」アツい期待が寄せられる氷丘脈は、全面結氷が前提です。道内で2番目に面積が大きい湖ですが、最低気温がマイナス20℃近くまで下がるのとは合わせ、無風の状態で3日も続けば、全面的な結氷が見られるといわれています。しかしこの冬、毎週のように暴風雪に襲われたのは皆さんもご承知のとおり。2つの不可欠要因が、なかなかないませんでした。阿寒国立公園指定80周年を迎えた今年度は、記憶と記録に残る冬となりました。

とはいえ、かなりの広範囲に氷が張っていることは事実。次の楽しみは解氷です。例年4月20日ごろに見られ、2日間ほど一気に湖から釧路川へと氷の塊が流れ出ていく様子は圧巻です。ただし、結氷も解氷もポイント「風」。気まぐれな相手に、もうしばらく目の離せない日々が続きます。

## 待ち遠しい屈斜路湖の解氷

積が大きい湖ですが、最低気温がマイナス20℃近くまで下がるのとは合わせ、無風の状態で3日も続けば、全面的な結氷が見られるといわれています。しかしこの冬、毎週のように暴風雪に襲われたのは皆さんもご承知のとおり。2つの不可欠要因が、なかなかないませんでした。阿寒国立公園指定80周年を迎えた今年度は、記憶と記録に残る冬となりました。

川湯エコミュージアムセンター(EMC) ☎ 483-4100  
URL [http://www6.marimo.or.jp/k\\_emc/](http://www6.marimo.or.jp/k_emc/) 4月は8:00~17:00開館 毎週水曜日休館